

第3部

健康と市民福祉の まちづくり

- 第1章 健康で元気な市民づくり
- 第2章 地域福祉のまちづくり
- 第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実
- 第4章 長寿社会を支える福祉の充実
- 第5章 障害者(児)福祉の充実
- 第6章 生活自立の援助



●現況と課題

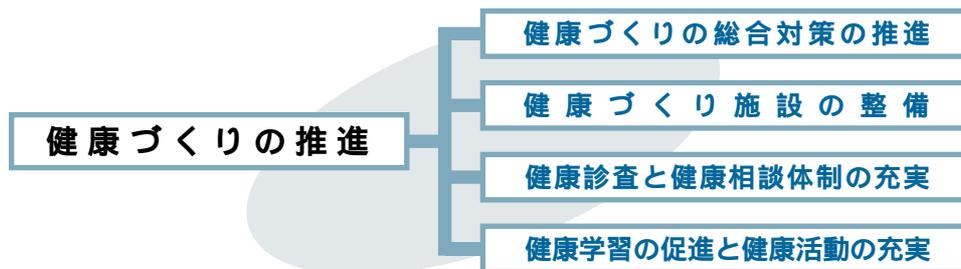
人生80年時代を迎え、豊かな社会福祉環境のもとで、単に病気や虚弱でないということだけでなく、肉体的・精神的にも良好で生きがいのある人生が送れるよう、健康への関心が高まっています。このため、市民一人ひとりの生涯にわたるところと身体の健康づくりを支える総合的なシステムづくりが求められています。

本市では、市民の多様な生活環境に則した総合的な健康づくり対策を進めるため、平成10年に「東大阪市保健計画」を策定し、「生きがいを感じる健康都市づくり」に向けて、健康まつりや健康展、各種健康教室の開催、また、年齢に応じた健康づくり活動や健康の維持・増進のためのスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進など、

総合的・体系的に市民の健康づくりに取り組んでいます。

今後は、市民のこころと身体の健康をまもり、少子高齢化社会に対応した明るく健康な長寿社会を築いていくためにも、関連する各分野との連携のもとに、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関とも連携を深め、「東大阪市保健計画」を基礎として、総合的な健康づくり対策を進める必要があります。また、市民が主体的に参加できる健康学習や健康活動の機会の拡充、市民の健康づくり組織の育成などを進めるとともに、専門職員の配置など、健康相談体制を充実し、市民が「自らの健康を自らまもる」ことへの支援体制を強めることが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 乳幼児から高齢者まで、すべての市民が快適で豊かな人生を過ごすことができるよう、総合的に健康づくりを推進します。
- 2 保健事業の実施や、市民が気軽に健康づくりに参加できる施設の整備に努めます。
- 3 市民自らこころと身体の健康状態を把握し、生活習慣の調整ができるよう相談、健康診査、事後の指導体制の整備に努めます。
- 4 市民にとって魅力ある健康学習や健康づくりプログラムの開発に努め、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

●主要な施策

1 健康づくりの総合対策の推進

健康づくりを推進していくため、広範な人材の育成・確保を通して自主的な活動を支援するなど、生涯にわたるところと身体の健康づくりを総合的に推進します。

2 健康づくり施設の整備

健康づくりや相談の拠点となる保健所や保健センターなどの保健施設の充実に努めるとともに、これら施設のネットワークによる健康情報基盤の整備に努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動の場として、公共施設の開放や民間施設の活用を図ります。

3 健康診査と健康相談体制の充実

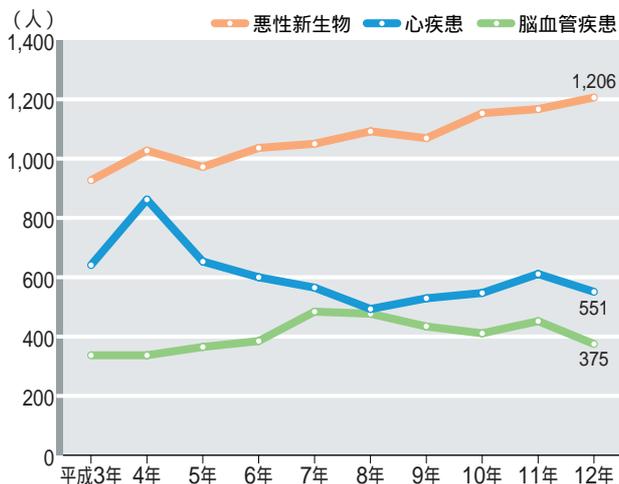
ライフステージに応じた健康診査や健康相談の充実を図るため、健康診査の質の向上や多様な健診機会の提供、事後指導の充実に努めます。

4 健康学習の促進と健康活動の充実

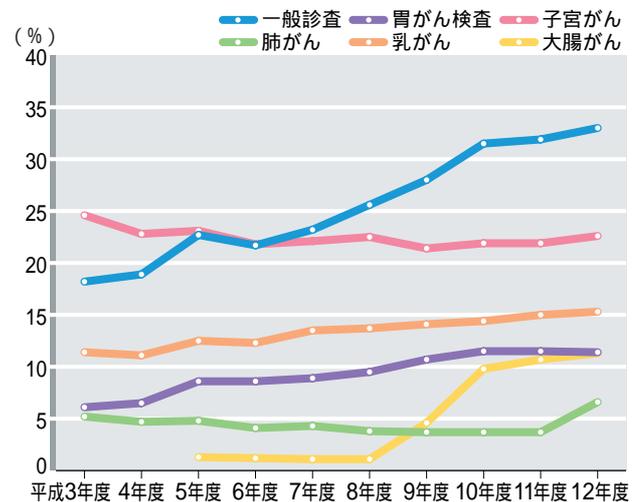
市民ニーズに対応した健康学習や健康づくりプログラムの研究・開発を図るとともに、自主グループの育成と活動支援、指導者の育成・確保など健康活動の充実を促進します。



三大死因別にみた死亡数の推移



老人保健事業等健康診査受診状況



●現況と課題

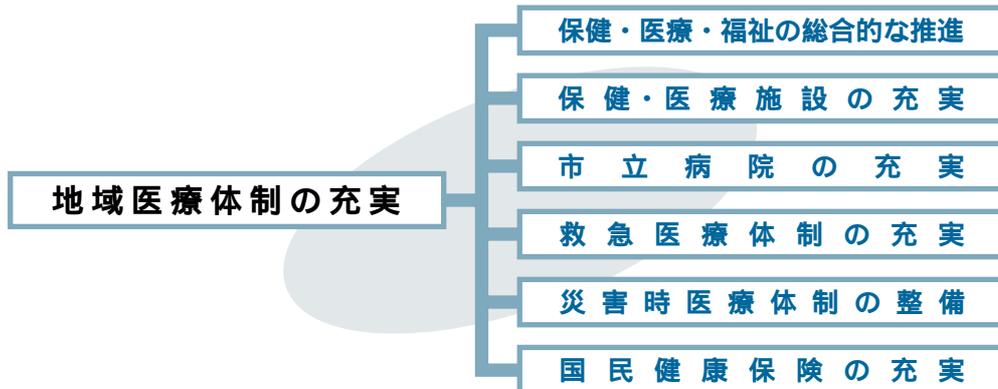
本市では、多様化・高度化する市民の医療ニーズに応えるため、「東大阪市保健計画」を策定し、医療機関をはじめ関係団体の協力のもと、初期医療から高度医療に至る総合的な診断と治療を体系的に行う病診連携システムの構築に取り組んでいます。今後は、高度医療にも対応でき、中河内2次医療圏の災害拠点病院として位置づけられる市立総合病院を基幹に、民間医療機関などとの連携のもと地域ケアを担う多様なマンパワーの確保・育成を図ることが必要です。

救急医療体制は、大阪府医療情報センターとの連携のもと、初期救急医療は休日急病診療所、2

次救急医療は市内14カ所の救急病院で対応しています。3次救急医療は、市立総合病院に併設された大阪府立中河内救命救急センターが拠点となっていますが、救急患者の搬送を円滑に行うため、医師と救急隊員の連携体制の強化が望まれています。

国民健康保険については、加入世帯数が微増傾向にありますが、被保険者に占める低所得者や高齢者の割合が増加していることなどから財政基盤は脆弱化しており、少子高齢化社会に対応した国民健康保険制度の確立に向けて、国や府に対する働きかけを強める必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民の健康を確保するため、行政・民間・地域の連携体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の総合的な施策を計画的に推進します。
- 2 市民の高度化、多様化する医療ニーズに対して、地域医療資源の効率的な活用を図ります。
- 3 地域の中核的医療機関として、市民の医療ニーズに対応する市立病院の整備、充実に努めます。
- 4 初期救急から第3次救急に至るまで総合的な救急医療体制の充実を図ります。
- 5 災害時における医療体制の整備に努めます。
- 6 国民健康保険制度の円滑な運営が図られるよう、財源措置等を国・府に働きかけます。

●主要な施策

1 保健・医療・福祉の総合的な推進

保健医療行政の総合的施策、地域医療体制の確立を図るため、保健医療問題協議会の充実に努め、市民、関係団体などで構成する健康づくり協議会を支援し、市民と協働で推進します。

2 保健・医療施設の充実

(1)保健所・保健センターの機能充実

保健所は保健衛生行政の専門的、技術的な中枢拠点として機能を強化し、保健センターは健康診査や健康相談など市民に身近な保健サービスの実施拠点として機能を充実します。

(2)医療機関との連携強化

地域における保健・医療サービスを充実するため、初期診療における「かかりつけ医」の普及を図るとともに、医療機関の機能分担により地域の医療資源を有効に活用する連携システムの構築に努めます。

(3)リハビリテーション医療の施設機能の充実

発症から入院・治療・回復・在宅までの一貫したリハビリテーションが実施できるよう医療機関と連携して、施設整備を図るとともに従事者の確保に努めます。

(4)訪問看護ステーションの整備促進

介護に重点を置いた看護サービスを提供するため、訪問看護ステーションの整備を促進します。

3 市立病院の充実

(1)市立総合病院

高度・専門医療に対応した中核的医療施設として、経営の健全化を踏まえ、施設・医療機器などの充実に努めるとともに、地域災害医療センターとして活用を図ります。

(2)市立東診療所

市東部地区における公的医療機関として、市民ニーズに応える医療機能の向上を図るため医療機器の充実に努めます。



4 救急医療体制の充実

(1) 初期救急医療の充実

1次から2次救急医療に対応する救急病院としての市立総合病院と、休日急病診療所との役割分担を含め初期救急医療の効率的な運営に努めます。

(2) 2次救急医療の充実

救急病院の増加に努めるとともに、各施設の充実を促進します。

(3) 3次救急医療の充実

府立中河内救命救急センターの機能の充実を促進するとともに、救急病院や搬送機関との適切かつ有機的な連携を図ります。

(4) 救急体制の充実

救命率の向上を図るため、高規格救急車や高度救命処置用資機材などの増強とともに、救急救命士の養成、救急隊員の研修・教育訓練の強化に努め、プレホスピタル・ケアの充実を図ります。

(5) 応急手当の普及

初期の応急処置が救命に重要なことから、市民に応急手当の知識や技術の普及に努めます。

(6) 献血事業の推進

緊急時や必要血液の安定確保と安全血液の確保のため、献血推進協議会など関係団体の協力を得

て献血思想の普及・啓発に努め、献血事業を推進します。

5 災害時医療体制の整備

医療機関・府・日本赤十字社などと連携して、医療情報の収集・伝達体制や救護体制、後方医療体制、医薬品の確保・供給体制などの整備を図るとともに、医療活動マニュアルの作成と徹底に努めます。

6 国民健康保険の充実

国民健康保険財政の健全化を図るため、保険料の適正賦課や収納対策を推進するとともに、医療費の適正化に努めます。

また、国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう、制度の改善を国・府に働きかけます。

市立総合病院の入院・外来患者数

(単位：人)

	平成13年度	
	入院	外来
内科	87,541	136,691
内科	30,000	53,954
循環器科	14,075	28,717
消化器科	20,892	30,517
呼吸器科	11,596	12,496
神経内科	10,978	11,007
精神神経科	-	12,294
小児科	11,232	47,217
外科	25,820	26,894
整形外科	18,042	32,455
リハビリテーション科	-	15,433
脳神経外科	8,015	8,186
形成外科	2,826	5,614
皮膚科	2,981	36,976
泌尿器科	10,244	22,620
産婦人科	16,410	40,171
眼科	5,772	26,283
耳鼻咽喉科	6,185	15,825
放射線科	-	3,916
麻酔科	-	0
歯科	0	5,531
歯科口腔外科	2,187	6,655
合計	197,255	442,761



第3節 地域保健対策の充実

●現況と課題

生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、地域社会において健康を保持・増進する保健システムの拡充が必要となっています。

本市では、1保健所3保健センターを拠点に、医療機関と連携して市民の健康の保持・増進のため、各種検診・診査など、地域保健対策に取り組んでいます。

生活習慣病対策としては、市民の健康に対する意識の高揚などに伴い受診者数は増加傾向を示しています。今後は、検診率の向上とともに、生活習慣病は栄養や運動、休養など生活習慣に起因することが多いため、受診後の指導の取り組みが求められます。

感染症対策としては、健康診断や予防衛生知識の普及・啓発事業に取り組んでいますが、今後は、事前対応型の健康危機管理対策に取り組むとともに、

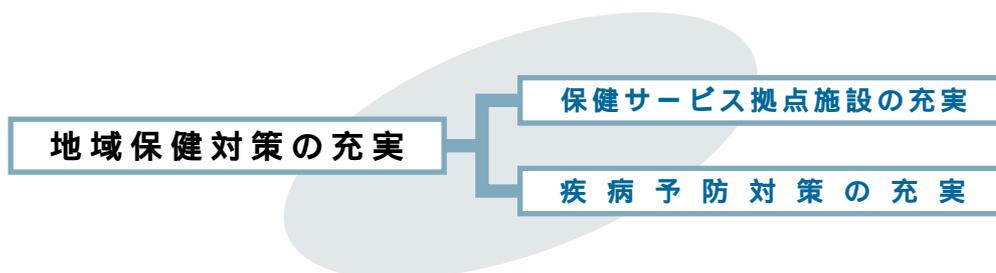
特に結核の罹患率が全国平均より高いことから、結核予防対策の充実が求められます。

難病対策としては、患者や家族への訪問指導や相談事業を実施していますが、患者や家族の不安を和らげるため、福祉対策にも重点を置いた対応が求められます。

呼吸器系疾患等対策としては、指定疾病認定患者に対し機能訓練事業や転地療養事業など公害保健福祉事業を実施しています。今後は、認定患者の減少や高齢化などにも考慮しつつ事業の継続が求められます。

歯科の疾患については、自分の歯をまもる意識の普及を図り、早期発見・早期治療を目的とした健診を行い、乳幼児から高齢者まで各自の状態に応じた歯科保健指導を行うなど、歯科保健対策の充実が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民が生涯を通じて地域で健康な生活を営むことができるよう、保健サービスの拠点となる保健所や保健センターの機能の充実を図ります。
- 2 市民が日ごろから病気にならない健康体を維持するため、生活習慣病、結核、感染症、難病、呼吸器疾患などの疾病予防対策の充実に努めます。

●主要な施策

1 保健サービス拠点施設の充実

保健所は、地域保健の拠点として地域の健康課題の検討や、保健予防対策の企画および調整など専門的・技術的な事業を推進するため、専門職種を集約して機能の充実・強化を図ります。

また、保健センターは、地域住民の多様なニーズに対応した、健康相談や健康教育、健康診査など乳幼児から高齢者に至る身近できめ細かなサービスや、保健・医療・福祉と連携した総合的・一体的なサービスの提供を図ります。

2 疾病予防対策の充実

(1)生活習慣病対策の充実

現代の疾病構造の中心をなす生活習慣病に対して、予防のための健全な生活習慣、定期的な健康診査の受診など、市民の主体的・自主的な健康づくり活動の充実に努めます。

(2)結核・感染症予防対策の充実

感染症のまん延を防止するため、発生動向の把握や発生時の迅速・的確な対応、予防の啓発普及に努めるとともに、予防接種や結核検診の受診率の向上を図ります。

(3)難病保健福祉対策の充実

対象疾病が増加する難病は長期療養を必要とするため、在宅難病対策の充実に努めます。

(4)呼吸器系疾患等対策の充実

呼吸器系疾患患者の健康の回復および保持・増進を図るため、指定疾病認定患者に対する転地療養事業やリハビリテーション事業、家庭療養指導事業などの充実を図るとともに、気管支ぜん息などの患者に対しても、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業などの充実を図ります。また、小児ぜん息などの患者に対しては、医療費助成事業の充実を図ります。

(5)歯科保健対策の充実

80才において20本の歯が保てるよう乳幼児から老人に至るまでの一貫した歯科保健対策の充実に努めます。

(6)精神保健対策

こころの健康を保持し、ゆとりある豊かな生活を築くため、医療機関や関係機関と連携しこころのケアに関する相談窓口の充実に努めます。



第4節

生活衛生の充実

●現況と課題

健康は生活を支える原点で、この健康を維持していくためには、日常生活における生活衛生を総合的に保持、改善していくことが必要となっています。

本市では、衛生的な生活環境の確保を図るため、環境衛生関係施設などの監視・指導、家庭用品の試買検査、ねずみや衛生害虫などの駆除事業、また、環境衛生思想の普及・啓発などに取り組んでいます。近年では、ダニやかびなどによる健康被害の発生や安全な飲料水の確保、ダイオキシン対策などの新たな問題を抱えていることから、今後は、これらに対応できる専門機能や体制の充実を図ることが求められています。

また、食品などの衛生および安全性の確保を図るため、食品衛生関係施設などの監視、指導および検査、食鳥衛生対策に加え、食品衛生思想の普及・啓発や食品衛生に関する情報提供に取り組んでいます。また、腸管出血性大腸菌O157などによる感染性食中毒の防止対策の強化や健康危機管理の対応が急務となっており、生産から消費に至るまでの各過程における食品の安全性チェック体制の強化が求められています。さらに、消費者へ

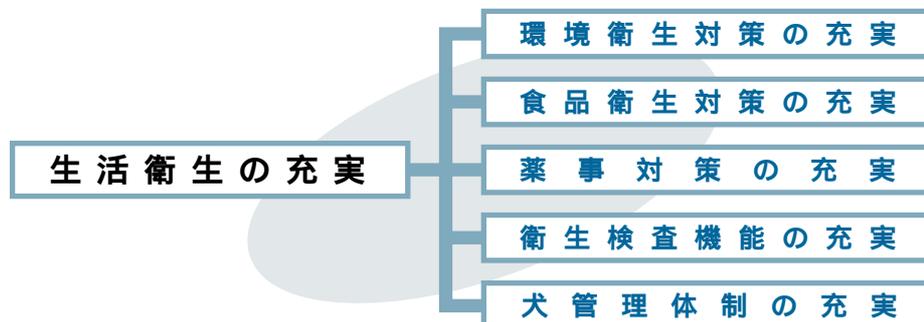
の食品衛生思想の普及・啓発に向けた体制の確保や情報提供システムの構築が求められています。

薬事対策は、医薬品などを安全かつ適正に供給するため、薬事関係施設などの許認可および監視・指導に取り組んでいますが、今後は、流通する毒物・劇物に対する安全確保への取り組みが求められています。また、医療・保健・福祉の連携のなかで、医薬品など適正使用の推進事業を充実させていくと同時に、覚せい剤など薬物乱用による健康被害を無くし健全な社会をつくることが求められています。

衛生検査機能については、業務管理基準を導入した検査体制の確立などによる検査機能の充実、総合的衛生検査センターの設置が求められています。また、食中毒病因物質、農薬、医薬品、その他環境汚染物質などによる健康被害に対応できる衛生検査体制の充実が求められています。

犬管理体制については、狂犬病の予防や浮浪犬防止に取り組んでいますが、犬による危害の発生防止を図るため、飼い主への適正飼育、特にフン害防止などの啓発とともに、市民の動物愛護精神の高揚が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 新興・再興感染症の健康危機や住宅環境における健康影響など多くの問題に対応し、生活環境の改善に努めます。
- 2 食品衛生上の危害発生の未然防止、被害発生時の迅速、的確な拡大防止策など健康危機管理の適切な実施に努めます。
- 3 医薬品などの適正供給、適正使用の推進に努めます。
- 4 効率的かつ機動力のある検査体制、機器の拡充を図ります。
- 5 動物由来感染症の感染防止を図るとともに、動物の適正飼育、愛護思想の啓発に努めます。

●主要な施策

1 環境衛生対策の充実

(1)環境衛生の確保

各種環境衛生施設の衛生確保を図るため、監視・指導体制の整備・強化に努めるとともに、自主点検管理を推進します。

(2)生活環境の充実

飲料水の衛生確保および特定建築物や住居などの衛生対策、その他生活環境の保持・創造に努めるとともに、市民の衛生意識の高揚を図るため、各種生活衛生情報の提供を推進します。

(3)防疫対策の強化

各種感染症や食中毒などを媒介するネズミや衛生害虫の駆除事業の充実に努めます。

2 食品衛生対策の充実

(1)食品の安全性確保

食品取り扱い施設などに総合衛生管理方式（HACCP）などを導入した衛生管理システムを推進し、監視、検査および指導体制の整備・強化を図り、食品の安全性の確保に努めるとともに、食品中の化学物質の安全対策の推進にも努めます。

(2)食中毒等防止対策の強化

食中毒事故やO157など感染性食中毒および毒物・劇物等混入事故の防止対策の強化や健康危機管理の対応などに努めるとともに、原因究明のための調査および検査体制の強化を図ります。

(3)衛生情報の提供の充実

講習会や多様なメディアを活用して衛生情報の提供を図り、市民の衛生意識の高揚・普及に努めるとともに、地域における食品衛生推進員制度の推進に努めます。

(4)食鳥衛生の確保

食鳥肉の安全性を確保するため、疾病鳥の排除や食鳥処理場における検査、監視および指導など衛生管理体制の強化に努めるとともに、食鳥検査体制の整備・充実に努めます。

3 薬事対策の充実

(1)医薬品等の適正供給の確保

医薬品の品質、有効性、安全性を確保し、適正な供給を図るとともに、毒物・劇物の流過程における適正使用と安全確保を図ります。

(2)医薬品等の適正使用の推進

市民や医療関係者に対し、医薬品などの適正使用の推進を図り、副作用などの薬害の防止に努めます。

(3)覚せい剤等薬物乱用の防止

覚せい剤やシンナーなど薬物乱用の弊害について正しい知識の普及・啓発に努めます。

4 衛生検査機能の充実

効率的で機動力のある検査体制の整備を図るため、検査機能の充実とともに科学的な監視が可能な総合的施設として衛生検査センターの設置を推

進します。また、新たな環境汚染物質などの検査に対応できる検査機器の整備、拡充に努めます。

5 犬管理体制の充実

(1)狂犬病予防対策の推進

狂犬病予防注射や飼犬登録の徹底および浮浪犬などに対する捕獲、抑留業務の充実に努め、動物由来感染症の感染防止や犬による危害の発生防止を図ります。

(2)動物愛護の推進

適正な飼育方法および動物愛護思想の啓発に努めるとともに、愛護センターの設置に取り組みます。



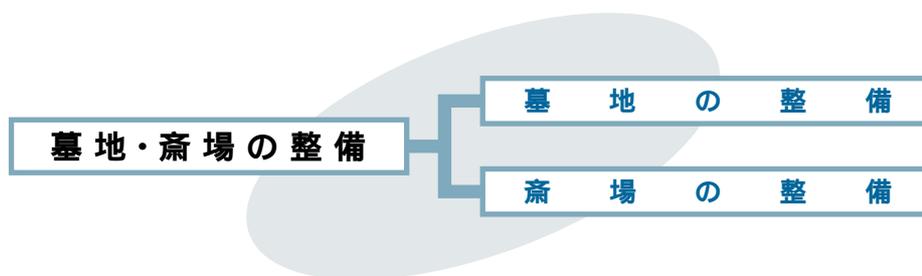
●現況と課題

墓地・斎場については、核家族化の進行に伴い、今後需要が増大していくことが想定されます。本市では、墓地は、平成13年度末現在で市営墓地、市有墓地、部落有墓地、宗教法人有墓地を併せて87カ所あり、区画数も1万区画を優に越えています。墓地需要の増加に対応するため新たな市営墓地の確保を進めると同時に、民間墓地の計画も進められています。今後は、官民共同の弾力的な墓地運営などを勘案しながら、需要状況の把

握や墓地の環境改善などにも考慮した墓地の整備が望まれます。

斎場については、現在、市営斎場が7カ所ありますが、設備の老朽化や小規模施設の統廃合、ばい煙や悪臭などの環境問題などに対応するため、施設や設備の改善に取り組んでいます。今後は、周辺環境の整備などにも考慮しながら、地域の実情に見合った計画的な斎場づくりが求められます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市営墓地の環境改善を推進するとともに、地域墓地や法人墓地の新增設を促進します。
- 2 斎場の施設設備を改善して、周辺環境に配慮した斎場づくりを進める一方、斎場の整理・統合を検討します。

●主要な施策

1 墓地の整備

(1) 墓地の環境整備

市営墓地の環境改善の推進や墓地台帳の整備に努めます。

(2) 墓地需要への対応

市民の墓地需要に対応するため、地域墓地や法人墓地の新增設の促進に取り組みます。

2 斎場の整備

(1) 環境に配慮した斎場の整備

ばい煙や悪臭などの環境問題に留意した施設・設備の改善に努め、周辺環境に配慮した斎場整備を推進します。

(2) 斎場の整理・統合の検討

施設の効率的な運営を図るため、市営斎場の整理・統合に取り組みます。また、統合による斎場跡地に、墓地もしくは納骨堂の整備を検討します。

第2章 地域福祉のまちづくり

第1節 地域福祉の推進

●現況と課題

地域における相互援助機能の脆弱化や連帯意識の希薄化が顕在化している今日、高齢社会への移行ともあいまって、従来にも増して地域の果たす役割が重要視されており、あたたかいおもいやりのある地域社会の形成が求められています。

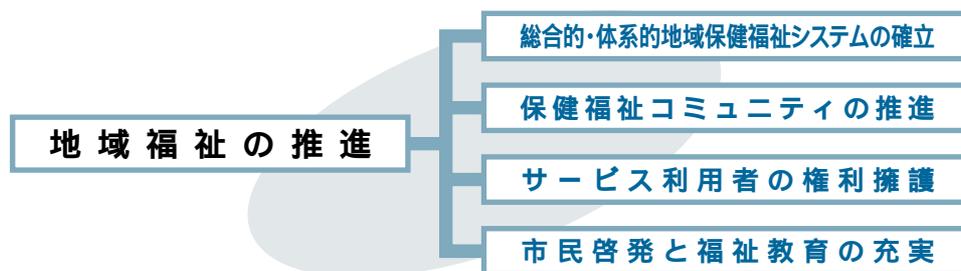
本市では、すべての市民が住み慣れた地域社会で自立した生活を営めるよう官民の連携体制による地域福祉の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉のネットワークによる高齢者福祉の推進のため、高齢者サービス調整チームや福祉の総合窓口機能の整備・充実に取り組んでいます。また、地域福祉推進のための主要な施策のひとつである在宅福祉サービスの拡充に努めていますが、介護保険制度導入などに伴い、今後市民の福祉ニーズは、多様化するとともに一層拡大すると予想されます。

一方、市民啓発や福祉教育の推進が強く求めら

れるとともに、地域福祉活動への支援として、総合福祉センターでのボランティアセンターの設置、専門的知識・技能を有する福祉ボランティアの養成によるマンパワーの確保に努めるとともに、地域が互いに支え合う小地域ネットワーク活動の支援が求められています。

今後は、サービス利用者の選択権や自己決定権を尊重する流れに伴い拡大するニーズに対応し、総合的・体系的な福祉施策の展開を図ることが望まれます。また、福祉情報システムの拡充、福祉学習の充実などにより、地域に根ざした福祉の担い手を育成することが望まれます。さらに、市民の自主的な地域福祉活動を促進するため、地域に密着した団体の育成、活動支援を充実するとともに、相談・指導機能やボランティアセンター機能を有する地域福祉拠点施設の整備に取り組むことが望まれます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 ノーマライゼーションを基本理念に、少子高齢化社会に対応した総合的・体系的な地域保健福祉システムの確立を目指します。
- 2 地域の保健福祉コミュニティを推進するため、人材の育成や活動の支援に努めます。
- 3 福祉サービスを受ける利用者の権利を擁護します。
- 4 福祉都市の実現に向け、市民への啓発の推進と福祉教育の充実に努めます。

●主要な施策

1 総合的・体系的地域保健福祉システムの確立

(1) 地域保健福祉システムの確立

地域保健福祉の充実を図るため、市民、行政が一体となった地域保健福祉体制の整備を総合的・体系的に推進します。

また、地域の保健福祉資源を活用して拠点となる施設の整備に努めます。

(2) サービス調整機能の充実

市民が必要に応じた確かなサービスが受けられるよう、サービス調整機能の充実を図ります。

2 保健福祉コミュニティの推進

(1) 保健福祉情報ネットワークの確立

地域福祉にかかわる情報の収集・提供が迅速かつ有効に行えるようネットワークの確立に努めます。

(2) 人材の育成、ボランティア活動の促進

保健福祉コミュニティに資する専門的知識・技能を有した人材の育成を図るとともに、ボランティア活動の促進、強化するため活動を支援します。

3 サービス利用者の権利擁護

サービス利用者の権利を擁護するためのシステムの確立に努めます。

4 市民啓発と福祉教育の充実

ノーマライゼーションの理念に基づく福祉意識の形成を図るため、市民啓発を推進するとともに、福祉教育の充実に努めます。



第2節

福祉のまちづくりの推進

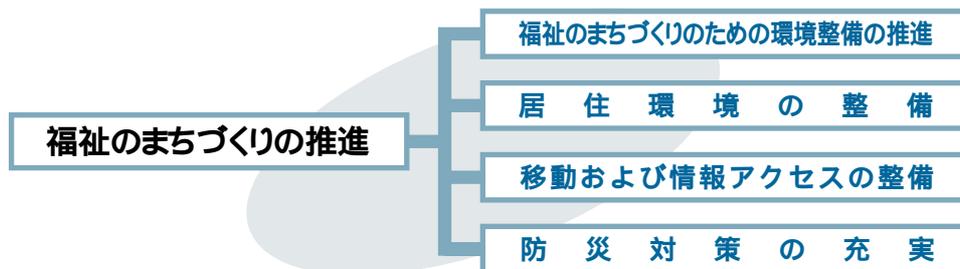
● 現況と課題

本市では、昭和57年に「福祉のまちづくりのための環境整備要綱」を制定し、「大阪府福祉のまちづくり条例」とあわせて、公共施設については福祉のまちづくりの先導的な役割を果たせるよう施設整備を図るとともに、民間の施設についても関係者の理解と協力を求めながら、すべての市民の利用に配慮した都市施設のバリアフリー化を推進しています。

居住環境の整備については、平成7年度にシルバーハウジング供給計画を策定し、公営住宅における福祉住宅の確保に取り組んでおり、既存の公営住宅についても増改築の際、高齢者や障害者の居住しやすい仕様に順次、改善しています。

今後は、民間住宅も含めた福祉住宅の確保や住宅設備の改善などに向けた支援、相談体制の充実が望まれます。また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、高齢者・障害者などの災害弱者をまもるための基盤整備が望まれます。さらに、平成12年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」の施行によって、高齢者や障害者をはじめ、だれもが自由に行動できるよう民間事業者や公共的機関などとの連携による駅舎エレベーターの設置促進など、公共交通機関など移動手段に関する整備や情報提供の充実が望まれます。

● 施策の体系



● 基本方針

- 1 「大阪府福祉のまちづくり条例」や「東大阪市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」に基づき、地域環境を整備してバリアフリー都市づくりを推進します。
- 2 高齢者や障害者に配慮した仕様や設備を有する住宅の確保に努めます。
- 3 すべての人が利用しやすい公共交通機関の整備や情報アクセスの確保に努めます。
- 4 高齢者や障害者など災害弱者をまもるための基盤づくりを推進します。

●主要な施策

1 福祉のまちづくりのための環境整備の推進

「福祉のまちづくりのための環境整備要綱」に基づき、すべての人が利用しやすいまちづくりを目指して、地域環境の整備、改善を推進します。

2 居住環境の整備

高齢者や障害者が安心して地域で生活が営めるよう、生活の基盤となる公共住宅をはじめ、民間住宅のバリアフリー化に努めます。

3 移動および情報アクセスの整備

高齢者や障害者の外出機会の増加に対応して、すべての人が移動しやすいように、公共交通機関などの整備を鉄道事業者などに要望します。また、移動に困難をとめないがちな高齢者や障害者に情報を提供するため、情報アクセスの整備を検討します。

4 防災対策の充実

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、高齢者や障害者など災害弱者に対する防災・避難対策を推進します。



第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実

第1節 子育て支援の推進

● 現況と課題

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つため、家庭、地域、企業が一体となって総合的に支援していくことが必要となっています。

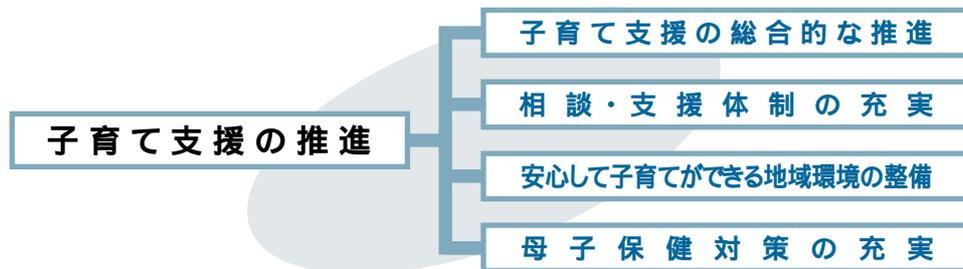
本市では「東大阪市乳幼児育成ビジョン」に基づき、子育て支援短期利用事業など子育て支援社会の実現を目指した事業に取り組むとともに、保育所施設を活用して、育児相談事業や地域活動事業など、地域の実情に見合った子育て支援事業を展開しています。

今後は、総合的な子育て支援の推進に努めると

ともに、地域の子育て施設の中核となる子育て支援センターの整備を推進し、地域コミュニティにおける連帯意識の醸成とそれに支えられた子育てコミュニティの形成が期待されます。

母子保健対策として、妊産婦や乳幼児の健康保持・増進のため、母親教室・両親教室を実施するとともに、乳幼児健診などを実施しています。今後は、少子化や核家族化などの社会傾向に対応した母子保健対策の充実を進めることが求められています。

● 施策の体系



● 基本方針

- 1 安心して子どもを生み、育てられるよう、子育て支援を総合的、計画的に推進します。
- 2 子育て支援センターを整備して、相談・支援体制の充実を図ります
- 3 子どもの権利保障と子育ての啓発やそれを支える地域環境の整備とともに、子どもが安心して安全に暮らせる地域づくりの推進に努めます。
- 4 妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進や疾病の早期発見のため、保健指導や健康診査の充実を図ります。

●主要な施策

1 子育て支援の総合的な推進

地域社会で安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのため、子育て支援を総合的、計画的に推進します。また、子どもの人権に対する意識啓発に努めます。

2 相談・支援体制の充実

子育てに関する相談や情報を提供できる子育て支援センターの整備を図り、家庭児童相談室や保健所などの専門機関と連携して相談・支援体制の強化に努めます。

3 安心して子育てができる地域環境の整備

(1) 子育てに配慮した施設の整備充実

子どもや親が安心して行動し、積極的に社会活動に参加できるよう、公共施設や駅、デパートなどの公共的施設に、ベビーベッドの設置やベビールームの整備など子育てに配慮した施設の整備促進に努めます。

(2) 子育てコミュニティの形成

子育て支援センターを中核施設として、ボランティアや母親クラブの育成・支援に努め、地域の子育てコミュニティの形成を図ります。

4 母子保健対策の充実

(1) 保健指導・相談の充実

市民の多様なニーズを的確に把握し、関係機関と連携して思春期から産後の育児まで系統だった指導・相談の充実に努めます。

(2) 健康診査の充実

専門職を確保して健診の質の向上を図り、乳幼児の発育・発達の促進と疾病の早期発見に努めるとともに、医療助成の充実に努めます。

出生率の推移



第2節

保育の充実

●現況と課題

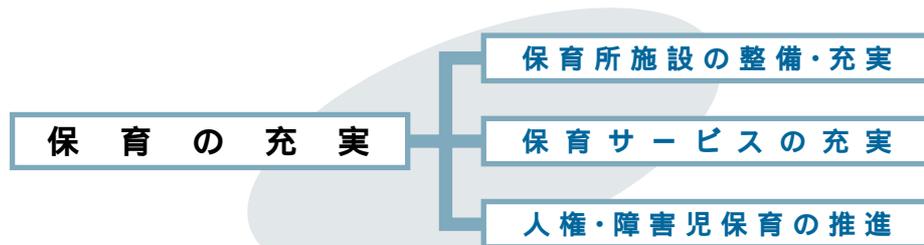
少子化や核家族化、女性の社会進出など社会環境の変化に伴い、保育ニーズは多様化の傾向にあり、保育サービスの充実が必要となっています。

本市の保育所は、公立、民間ともに定員の拡大を図ってきましたが、なお入所待機児童が多く、その解消に向け幼稚園も視野に入れた就学前児童の保育のあり方を検討したうえで、地域の子育て支援に対応できる保育所の適正配置や老朽施設の改修などを計画的に整備、充実することが重要となっています。保育サービスの内容としては、開所時間延長の促進、産休明け保育の拡充、低年齢保育の促進に努めているほか、人権保育や障害児保育の推進などに取り組んでいます。

今後は、保護者や地域のニーズに対応できるように、保育サービスの充実に努めることが求められています。



●施策の体系



●基本方針

- 1 より良い保育環境を維持するため、保育所施設の整備・充実を図ります。
- 2 女性の社会参加や核家族化などに伴う多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。
- 3 乳幼児が、心身ともに健やかでたくましく成長し、次代を担う社会の一員として活動できる力を培う保育の推進に努めます。

●主要な施策

1 保育所施設の整備・充実

保育サービスの向上や老朽化した園舎の環境改善、安全確保を図るため、公立保育所の計画的な施設の整備・充実と、民間保育所の施設整備に対する助成に努めます。また、保育所は地域の社会福祉資源であるとの観点から、地域の多様なニーズに対応した施設整備に努めます。

2 保育サービスの充実

多様な保育ニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実を図るため、待機児童の解消をはじめ、障害児保育、延長保育や一時保育、低年齢児保育、病後児保育サービスなどの推進とともに、産休明け、育児休業明けに対応した年度途中入所の円滑な受け入れ体制の整備など保育所機能の拡充に努めます。また、公立保育所との格差是正や保育サービスの向上を図るため、民間保育所への運営助成の充実とともに、簡易保育施設に対しても指導、支援に努めます。

3 人権・障害児保育の推進

(1)人権保育の推進

「人権教育のための国連10年」の趣旨を踏まえ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるとともに、すべての保育所において人権を大切にす
る心を育てる保育を一層推進するため、研究・研修の充実に努めます。

(2)障害児保育の推進

障害児が健常児とともに健やかに育つことを目標に、障害の状態や発達段階に応じて適切な保育・療育が受けられるよう、幼稚園、児童福祉施設、専門機関などとの連携・協力を推進するとともに、施設・設備などの整備充実に努めます。



第3節

ひとり親家庭福祉の充実

●現況と課題

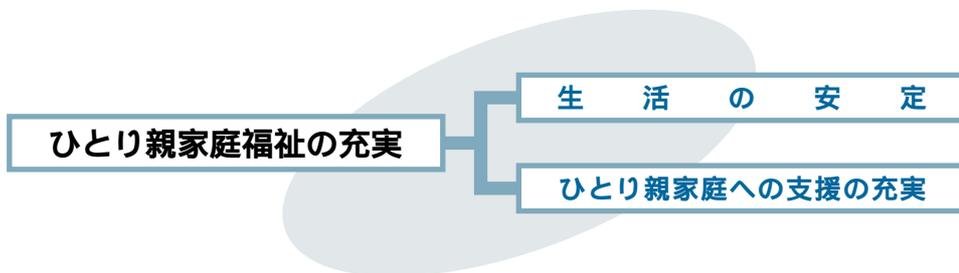
核家族化や離婚などによって、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。これらひとり親家庭に対して、生活の安定、養育機能の強化など、きめ細かな相談・援助体制の充実が必要となっています。

本市では、ひとり親家庭に関しては、母子生活支援施設の運営や児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、ホームヘルプサービス、民生委員・児童委員による相談・指導のほか、(財)東大阪市雇

用開発センターや公共職業安定所との連携による安定した雇用の確保などに取り組んでいます。

今後は、ひとり親家庭の生活実態を的確に把握して、公的年金や貸付け制度の充実などを国や府に働きかけるとともに、就業機会の拡大など経済的自立と生活の安定のための積極的な施策を強化し、総合的な施策の推進が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的援助を充実するとともに、雇用の確保に努め、経済的自立を促進します。
- 2 ひとり親家庭が抱える問題の解決や養育機能を強化するため、相談・支援の充実を図ります。

●主要な施策

1 生活の安定

健康で安定した生活を確保するため、公的年金や手当、貸付制度、医療助成など社会保障制度の充実を国・府に要望するとともに、(財)東大阪市雇用開発センターや公共職業安定所と連携して企業に雇用の拡大を働きかけます。

2 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な問題や悩みに応える相談機能の充実や、ひとり親が安心して子どもを育て、住み、働けるよう介護人派遣制度などの養育環境の整備を図ります。

●現況と課題

長寿社会においては、長い高齢期をいかに健康に過ごすかが大きな課題となっており、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる総合的なまちづくりが求められています。

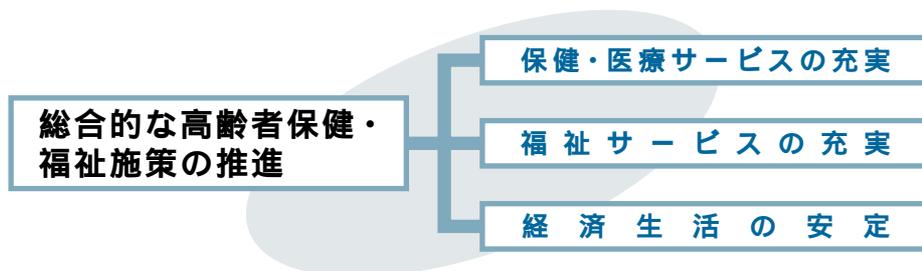
本市では、「東大阪市老人保健福祉計画」などに基づき、保健・医療・福祉のネットワークや民間福祉団体などとの連携のもとに、在宅福祉サービスの充実に取り組みとともに、サービス供給体制の拡充を進めています。また、在宅高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じてシルバーハウジングなどに対し生活援助員の派遣をするとともに、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウスなど民間福祉施設の建設助成事業に取り組んでいます。今後、福祉ニーズの高まりに対応するため、民間事業者やNPOなどの活力を活かしたサービス供給体制

の多様化を図り、高齢者の実情に合った在宅福祉サービスの充実を図ることが求められます。さらに、在宅福祉サービスや施設サービスの拡充に向けて、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備・充実が望まれます。

また、保健所、保健センターを中心に医療機関、老人保健福祉施設などとの連携を深め、きめ細かな保健、医療サービスの提供を図るとともに、壮年期からの一貫した健康の保持、増進を深めるため、健康相談や健康診査などの保健事業を充実し、寝たきり老人にならない取り組みを深めることが求められています。

高齢者の経済生活の安定に向けた取り組みでは、高齢者の知識や経験を活かした雇用の確保、公的年金制度や医療費助成の充実などが望まれます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 高齢者の健康の維持増進を図るため、保健予防対策の充実に努めます。
- 2 高齢者が可能な限り家庭や地域で生活ができるよう、相談機能や在宅福祉の充実、高齢者福祉施設の整備に努めます。
- 3 高齢者の経済的基盤の安定のため国民年金事業の推進や、疾病に対する不安を解消するための老人医療費の助成に努めます。

●主要な施策

1 保健・医療サービスの充実

高齢者の健康の保持・増進や疾病の早期発見と治療が行われるよう保健・医療サービスの充実を図ります。

2 福祉サービスの充実

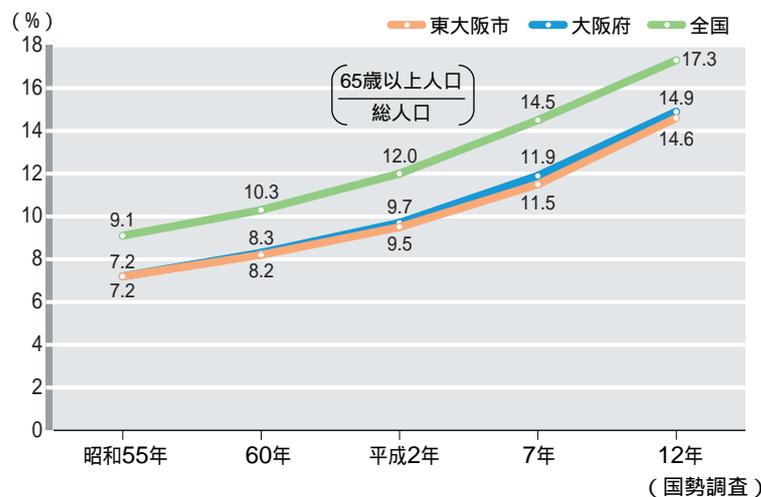
配食サービスや地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用申立事業など生活支援の充実や、高齢者、介護者の相談に総合的に対応できるよう在宅

介護支援センターなどの機能の充実や高齢者福祉施設の整備を図ることにより、福祉サービスの充実を推進します。

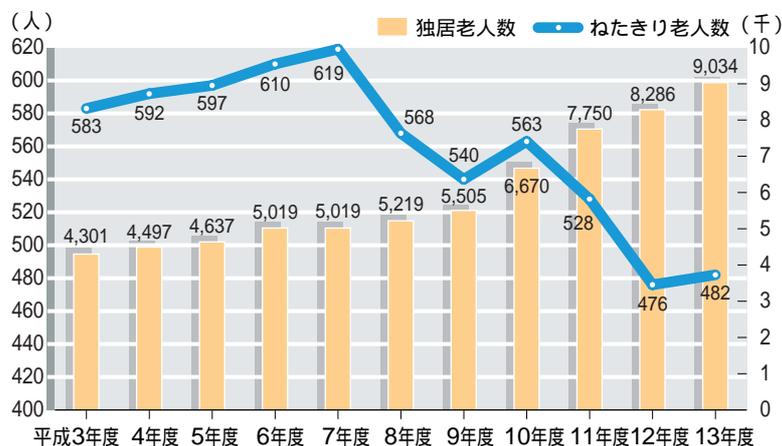
3 経済生活の安定

老後の経済的安定を図るため、年金制度の充実を国に働きかけるとともに、必要な医療を安心して受けられるよう老人医療費の助成に努めます。

高齢化率の推移



65歳以上のねたきり老人、独居老人の推移



●現況と課題

本格的な高齢社会を迎え、高齢者が地域社会の一員として生きがいにあふれた生活を営むことができる、豊かなまちづくりが求められています。

本市では高齢者のふれあいと生きがいを高める社会参加活動を支援するため、高齢者社会参加促進施策検討会を設置して、各老人センター事業、老人クラブ助成事業、老人クラブ常設集会所の整備助成などを実施しています。また、高齢者の生涯学習活動を支援する老人大学講座「悠友塾」の開講や、高齢者教室などの充実に努めるとともに、市民ふれあいホール、スポーツホールの開設など、高齢者の健康づくりの場の確保に取り組んでいます。また、(社)東大阪市シルバー人材センターや(財)東大阪市雇用開発センターとの連携を深め、高齢者の就労機会の拡充を推進しています。

今後は、高齢者の社会参加の拡充や、自主的な生涯学習活動の支援体制の充実に努めるとともに、高齢者が長年にわたって培われてきた能力、経験、知識などを活かして、生きがいにあふれた生活を営める取り組みを強めることが望まれます。



●施策の体系



●基本方針

- 1 高齢者が豊かな人生を送れるよう自発的な活動を促進して、高齢者の積極的な社会参加機会の拡充に努めます。
- 2 高齢者が生きがいにあふれた生活を営むことができるよう、豊富な能力、経験、知識を活用できる環境の整備に努めます。

●主要な施策

1 社会参加機会と生涯学習の充実

高齢者のふれあいと生きがいづくりを図るため、高齢者サービスセンターなど施設機能の充実とともに、「悠友塾」など高齢者教室の拡充やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。また、老人クラブの活動を支援し、地域老人集会所の整備を助成します。

2 能力・経験・知識の活用

高齢者の豊富な経験と知識を地域づくりに活かすため、世代間交流活動の支援やボランティア活動の基盤整備を図ります。また、高齢者が培ってきた経験や技術を社会資源として活用するため、

(社)東大阪市シルバー人材センターや(財)東大阪市雇用開発センターなどと連携して、高齢者の雇用の促進を図ります。



●現況と課題

急速な高齢化の進行にともない、介護を必要とする高齢者は今後ますます増加すると思われま。また、要介護者や家族の介護に関するニーズは複雑・多様化し、しかも介護期間の長期化や、家庭での介護力の低下によって、介護の問題が老後の最大の不安要因となってきました。

このため、介護を社会全体で支え、利用者の希望に基づいて、介護に関する保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供する介護保険制度が平成12年(2000年)から実施されています。介護保険制度の円滑な実施を図りながら、要介護者などのニーズに応え、高齢者が地域で、健康でいきいきと生活できるように、地域における在宅介護支援の拠点づくりや介護者を対象とする在宅介護者リフレッシュ事業などに取り組んでいます。

今後、増大する介護需要に応えるため、国に対

して保険給付内容の充実など制度をより拡充するよう求めていくとともに、本市においても介護サービス基盤の整備、保険給付対象外サービスを充実させていくことなどが必要となっています。また、行政および民間による介護支援機能を強化し、要介護者とその家族が安心して生活を営めるケアシステムの確立が求められています。



●施策の体系

高齢者介護制度の充実

介護保険制度の充実

介護支援機能の充実

●基本方針

- 1 介護を必要とする高齢者などの多様なニーズに応えるため、介護給付やサービス基盤の充実を図るとともに、制度利用の促進に努めます。
- 2 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの充実や、介護者の負担を軽減するため介護者支援事業の充実を図ります。

●主要な施策

1 介護保険制度の充実

(1) 給付内容の充実

要介護者などのニーズを把握し、保健福祉事業など給付内容の充実に努めるとともに、制度の充実を国に要望します。

(2) サービス基盤の充実

必要な介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、制度に携わる人材の育成を促進するとともに、介護老人福祉施設など施設整備の促進を図りながら、サービス提供事業者の育成確保に努めます。

また、増大する介護需要に対応するため、多様なサービス提供体制を確保できるよう民間活力の活用を推進します。

(3) 制度利用の促進

介護保険制度の内容やサービス基盤などの情報を提供するとともに、相談体制の強化に努めます。

また、サービス提供事業者間の連携の確保など、介護サービスを利用しやすい環境の形成に努めます。

2 介護支援機能の充実

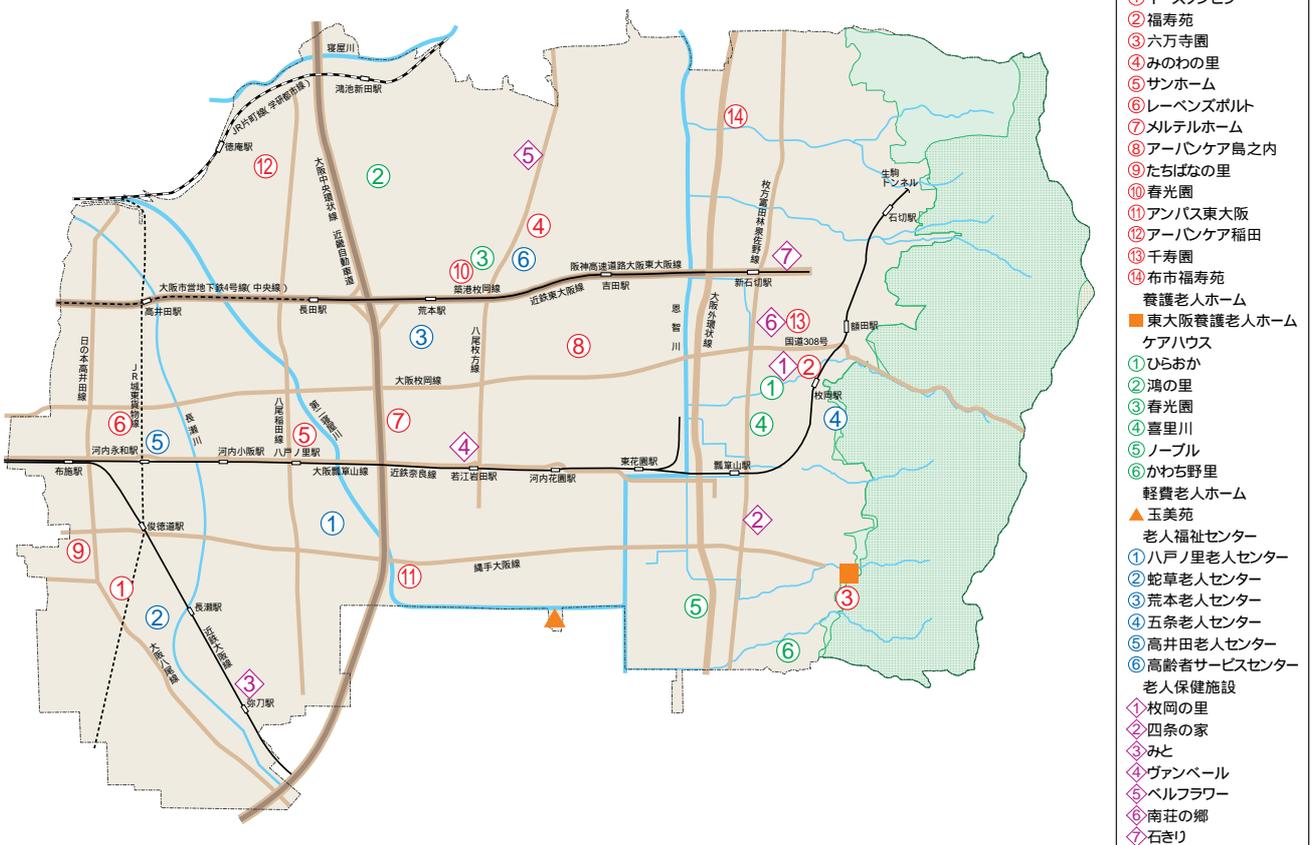
(1) 地域介護支援体制の充実

介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの充実や小地域ネットワークなどの地域福祉サービスの推進を図ります。

(2) 介護者支援の充実

要介護高齢者などの介護者を対象に、介護技術や支援サービスなどの情報を提供し、介護負担を軽減する在宅介護者リフレッシュ事業などの充実を図ります。

老人福祉施設現況図（平成14年3月現在）



●現況と課題

障害者(児)が障害をもたない人と同じように生活し、活動する社会を目指して、差別や偏見のないノーマライゼーション社会の形成が求められています。

本市では、「国際障害者年東大阪市長期行動計画」、「東大阪市障害者プラン」を策定し、障害者福祉施策の総合的な展開に取り組んでいます。

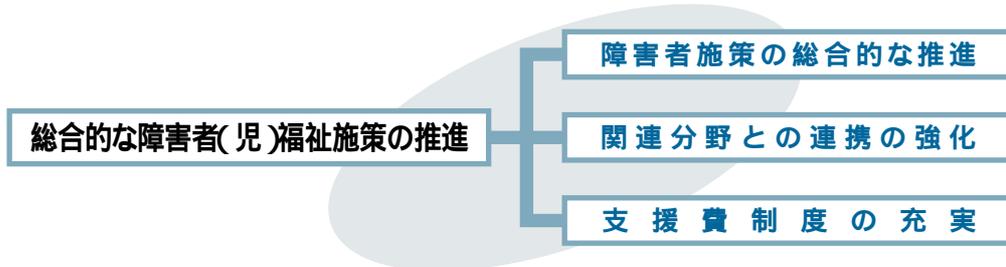
今後は、国や府の計画などとの調整を図り、障害者団体をはじめとする関係諸機関や専門家の意見なども十分に反映させながら「東大阪市障害者プラン」の推進に努めるとともに、保健・医療分

野や教育分野などとの連携を深め、障害者(児)福祉サービスの供給体制の充実を図るなど、障害者(児)福祉施策の総合的な推進に向けた取り組みを強めることが求められます。

また、平成15年4月から福祉サービスの利用に関して、これまでの行政がサービスの利用を特定しサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者である障害者がサービスの提供者である事業者と対等な関係に立って、自らサービスを選択し契約によってサービスを利用する利用者本位の「支援費制度」に移行することになりました。



● 施策の体系



● 基本方針

- 1 障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して、総合的・体系的に障害者施策を推進します。
- 2 多様化するニーズに対応したサービスを提供するため、保健・医療、教育など関連する分野との連携を強化します。
- 3 障害者の自己決定権を尊重し、障害者の自立の支援を図ります。

● 主要な施策

1 障害者施策の総合的な推進

障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害をもたない人と同じように生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者施策を総合的・体系的に推進します。

2 関連分野との連携の強化

障害者一人ひとりの状況やニーズに対応した障害者施策の推進のため、保健・医療、教育など関連する分野との連携を強化して福祉サービスの充実に努めます。

3 支援費制度の充実

障害者が利用者本位のサービスを受けられるように、相談体制の充実、必要な支給量の決定、契約の支援の充実に努めるとともに、サービス供給量の増加を図ります。

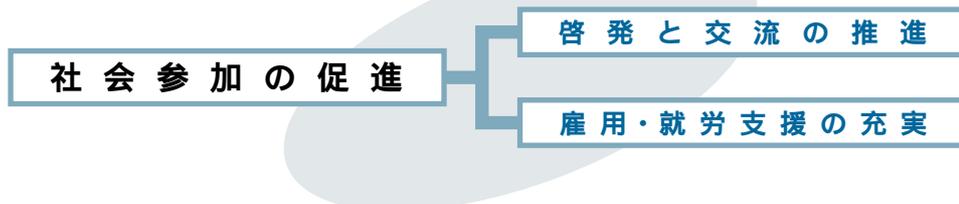
●現況と課題

本市では、公共職業安定所や企業などとの連携による障害者の雇用促進や、障害者雇用奨励金の支給などを進めながら障害者の就労の促進に取り組んでいるほか、授産施設や福祉作業所の整備・運営に対する支援や高井田訓練所で行う生活訓練や作業訓練など、障害者の自立と社会参加の促進に努めています。また、市民の障害者問題に対する意識を高め、障害者(児)が地域社会活動などに参加しやすい環境をつくるため、障害者の交流活動などの契機となる障害者スポーツ振興事業の推進、「ふれあいのつどい」や啓発講演会の開催、

ろうあ者教養講座や手話講座などの開催、「こころの健康福祉マップ」の発行や福祉読本の作成などに取り組むとともに、障害者センターにおける障害者(児)の生活相談事業などを進めています。

今後は、民間事業所の協力も得ながら、障害者の雇用の促進に努めるとともに、授産施設や福祉作業所などに対する支援の充実など障害者の就労支援が求められます。また、市民啓発の充実や地域における障害者の交流活動など、障害者が社会参加しやすい環境づくりをさらに推進することが求められます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 幅広い市民との連携を図りながら、地域や学校など様々な機会を通じて啓発活動を推進するとともに、地域においてふれあいの機会の拡充を図ります。
- 2 企業や市民の理解と協力によって、障害者の雇用を促進するとともに、安心して就業できる福祉的就労の場の確保と支援を図ります。

●主要な施策

1 啓発と交流の推進

(1) 人権尊重に根ざした社会啓発の推進

障害者の「完全参加と平等」を目指し、多様な情報メディアを活用して啓発を推進するとともに、学校や生涯学習の場など地域における福祉教育の充実を図ります。

(2) ふれあいと交流の促進

障害者問題に対する理解を深め偏見をなくすため、障害者と健常者とのふれあいや交流を促進するとともに、地域活動や行事の内容に配慮して障害者の積極的な参加を図ります。

(3) 福祉コミュニティづくりの推進

障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、校区福祉委員会などとの連携を図り地域福祉活動を推進するとともに、市民、企業のボランティア活動への参加を促進するため、情報の提供や講座などへの支援の充実に努めます。

2 雇用・就労支援の充実

(1) 障害者の雇用の促進

障害者の雇用を促進するため、社会適応訓練事業など職業訓練を実施するとともに、企業に対する啓発や指導に努め、公共職業安定所や企業などと連携して雇用の確保を図ります。

(2) 福祉的就労の場の拡大

授産施設や福祉作業所の整備を促進し、支援の充実に努めるとともに、自営業や在宅での就労に対しても支援を推進します。



福祉的就労施設等の施設数および入所者数

年度	身体障害者 通所授産施設		知的障害者 通所更生施設		知的障害者 通所授産施設		障害者 福祉作業所		精神障害者 共同作業所		計	
	施設数	入所者数	施設数	入所者数	施設数	入所者数	施設数	入所者数	施設数	入所者数	施設数	入所者数
平成 5年度	1	25	3	90	3	129	14	263	6	130	27	637
6年度	1	25	3	90	3	129	17	306	8	157	32	707
7年度	1	30	3	90	3	129	18	321	9	180	34	750
8年度	1	30	3	90	3	129	21	347	10	193	38	789
9年度	1	30	3	90	4	149	30	427	10	201	48	897
10年度	1	30	3	90	6	209	33	433	10	196	53	958
11年度	2	40	3	90	8	219	31	412	10	211	54	972
12年度	2	40	3	90	9	239	32	434	10	218	56	1,021
13年度	2	40	4	140	9	239	36	459	10	230	61	1,108

●現況と課題

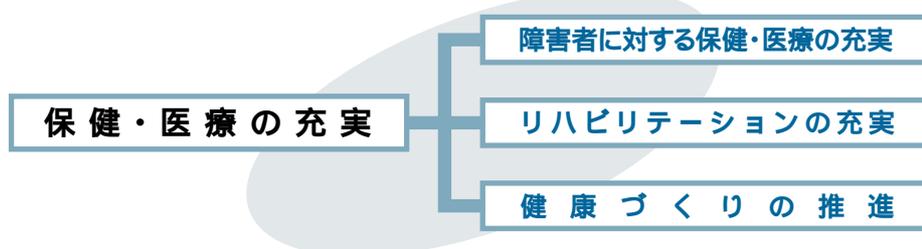
本市では、母子保健対策として妊産婦の健康診査や乳幼児検診などを通じて、疾病の早期発見に努めるとともに、老成人保健対策として市民基本健康診査などを通じて、脳卒中や心疾患などの早期発見と、それらによる中途障害の発生予防に取り組んでいます。また、障害児保育や障害児教育、療育センターによる肢体不自由児に対する学校巡回指導など障害児の療育体制の充実を図っています。さらに、療育センターをはじめ、障害者サービスセンター、市立総合病院などで障害者

(児)のリハビリテーションを推進しています。

今後は、障害者が地域社会で生活していくため、健康づくりの推進や疾病の予防および早期発見と治療、リハビリテーションなど保健・医療の充実が求められています。

また、精神障害者に対する保健福祉事業については、医療・社会復帰相談や生活支援事業、精神保健福祉に関する啓発などを実施していますが、さらに充実が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 障害者に対する総合的な医療体制や、精神障害者に対する精神保健福祉対策の充実を図ります。
- 2 施設における機能訓練や医療機関との連携により、リハビリテーション機能の充実を図ります。
- 3 障害者の健康管理や疾病の早期発見と治療、予防など総合的な健康づくりを推進します。

●主要な施策

1 障害者に対する保健・医療の充実

障害者が地域の医療機関で一般医療が受けられるよう、医療機関に対する啓発活動に努め、医師会や歯科医師会の協力を得て医療体制の整備を促進するとともに、医療費助成制度の充実を国・府に要望します。

また、市民に対するこころの健康相談や、関係機関との連携による精神保健福祉対策の充実に努めます。

2 リハビリテーションの充実

保健所や障害者デイサービスセンター、療育センターにおける機能訓練の充実に努めるとともに、脳卒中などによる寝たきりを予防するため、老人保健施設や高齢者サービスセンターでの機能

訓練事業を推進します。また、医療機関における医療の充実を促進するとともに、疾病の予防から治療、リハビリテーションを総合的に行う体制の整備に努めます。

3 健康づくりの推進

障害者の健康の保持と増進を図るとともに、2次障害の発生を予防するため、健康診査や訪問指導などの健康管理事業の実施に努めます。また、乳幼児の疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査や視力・聴力検査の充実を図るとともに、障害児の保護者に対する療育相談や訪問指導を充実します。さらに、中途障害の発生を防止するため、成人病(生活習慣病)検診の充実とともに、交通安全対策や企業に対する労働安全指導を強化します。



●現況と課題

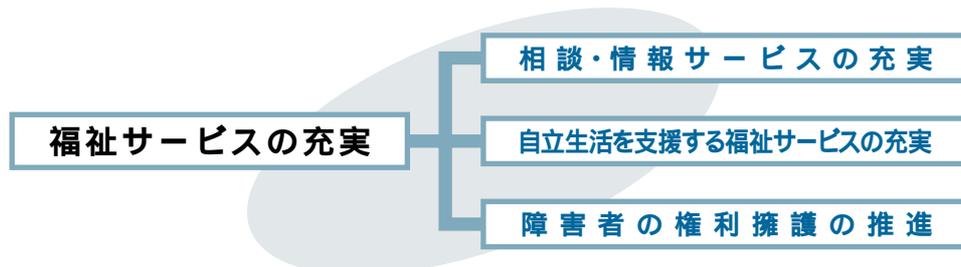
障害者一人ひとりが、地域社会のなかで安心して、また自立して生活ができる総合的な福祉サービスの提供が必要となっています。

本市では、障害者に対する在宅福祉サービスとして、ホームヘルプサービス事業、ガイドヘルパー派遣事業、短期入所事業、補装具の交付、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣事業などを実施しています。また、身体障害者が自立を図り、生きがいを高めるため、通所して創作的活動や機能回復訓練などを行う施設として、3カ所の身体障害者デイサービスセンターを設置しているほ

か、民間福祉施設との連携のもとに心身障害者デイサービス事業に取り組み、さらには、市立身体障害者デイサービスセンターを中心に、障害者に対する相談や生活指導など福祉サービスに関する情報提供などに取り組んでいます。

今後は、障害者が地域社会で自立した生活ができるよう、ニーズに対応した福祉サービスを選択して利用できる在宅福祉サービスや施設における福祉サービスを充実させるとともに、相談や情報提供の拡充を図るほか、障害者の権利擁護を進めることが求められます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 障害者一人ひとりのニーズに対応した福祉サービスの展開や対策を推進するため、相談・情報サービスの充実に努めます。
- 2 障害者が可能な限り健常者と同じように住み慣れた地域や家庭、施設で自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実に努めます。
- 3 障害者の人権、財産などに係わる権利の擁護に努めます。

●主要な施策

1 相談・情報サービスの充実

障害者が一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係機関と連携して相談体制・機能の充実を図るとともに、多様できめ細かな情報の提供に努めます。



2 自立生活を支援する福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービス

障害者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、ホームヘルプサービスや補装具・日常生活用具の給付など地域での生活支援事業の拡充を図り、在宅福祉サービスの充実に努めます。

(2) 施設福祉サービス

総合福祉センターや療育センターの機能の充実を図るとともに、知的障害者援護施設などの入所・通所施設の整備を促進し、民間施設に対する支援を強化して施設福祉サービスの充実に努めます。

3 障害者の権利擁護の推進

知的障害者や精神障害者など、自己の意思表示の困難な障害者の人権擁護や財産管理の支援に努めます。

在宅福祉サービスの利用状況

年度	ホームヘルプサービス			ガイドヘルプサービス			ショートステイ
	派遣世帯延数	派遣回数	派遣時間数	派遣世帯延数	派遣回数	派遣時間数	延べ利用日数
平成 5年度	366	1,604	2,956	977	6,579	14,194	2,789
6年度	482	2,213	4,006	1,371	11,251	21,996	3,182
7年度	1,061	5,595	10,570	1,664	14,468	26,917	3,726
8年度	1,382	7,312	14,079	2,449	20,599	40,332	3,830
9年度	1,607	8,828	17,105	3,062	24,609	52,727	5,191
10年度	1,872	9,633	18,795	3,762	30,931	84,484	5,799
11年度	2,161	12,623	22,726	4,509	36,822	104,978	8,618
12年度	1,491	10,923	19,454	4,714	42,821	105,763	8,205
13年度	2,022	14,679	27,508	5,515	45,425	132,226	8,700

●現況と課題

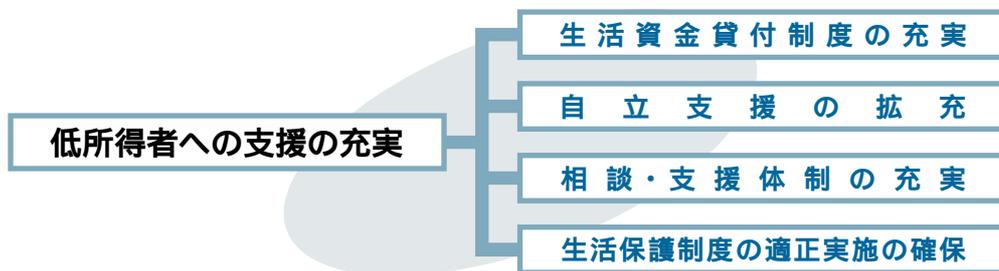
近年、高齢化の進展や景気の低迷の長期化などに伴って生活保護の被保護世帯・被保護人員は増加傾向を示しています。

本市では、低所得者の生活の安定と自立を支援するため、生活保護制度や本市独自の緊急小口生活資金貸付制度の充実に努めているほか、公共職

業安定所や(財)東大阪市雇用開発センターとの連携のもとに就労の促進に取り組み、さらには、民生委員・児童委員や社会福祉協議会と協力して生活相談などに取り組んでいます。

今後は生活保護制度の適正な運用に努めながら低所得者の生活支援を行うことが求められます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 低所得者世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、緊急小口生活資金貸付制度などの的確な運用を行います。
- 2 関係機関との連携を深め、就労の促進と生活の安定など自立支援の拡充に努めます。
- 3 低所得者などの生活実態に即した相談・援助機能の充実に努めます。
- 4 安定した生活が営まれるよう、生活保護制度の適正実施の確保を図ります。

●主要な施策

1 生活資金貸付制度の充実

低所得者世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金貸付制度、離職者支援資金貸付制度などの条件整備について国・府に要望するとともに、緊急小口生活資金貸付制度の的確な運用を行います。

2 自立支援の拡充

生活保護世帯や低所得者世帯における就労の促進と生活の安定を図るため、公共職業安定所、(財)東大阪市雇用開発センター、(社)東大阪市シルバー人材センターなど関係機関との連携のもとに就労機会の拡充を図るなど、自立支援の充実に努めます。

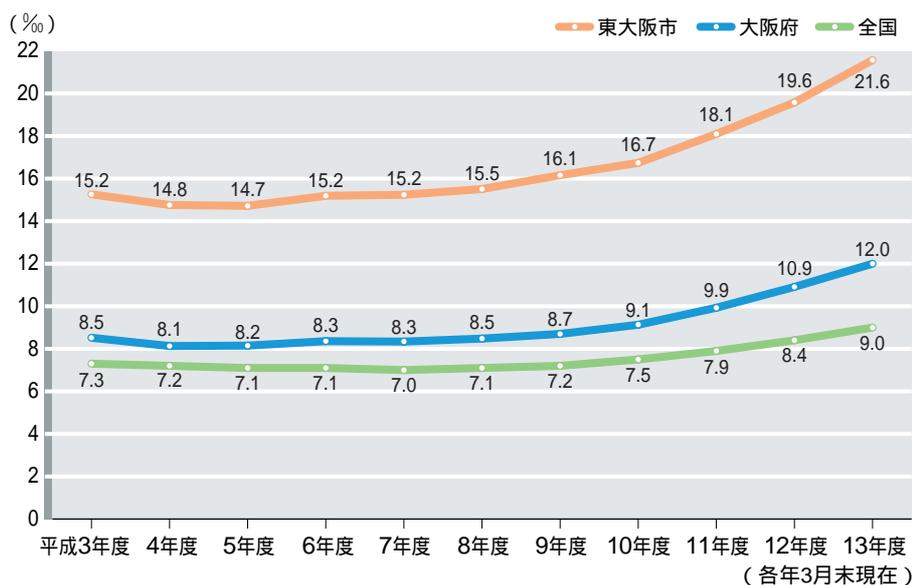
3 相談・支援体制の充実

民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携を強めて、低所得者などの生活実態に即した相談・支援体制の充実に努めます。

4 生活保護制度の適正実施の確保

生活保護世帯が社会経済情勢の変化に対応して安定した生活が営まれるよう、生活保護制度の充実に国・府に働きかけるとともに、相談・援助機能の充実に努め、生活保護制度の適正実施の確保に努めます。

生活保護率の推移

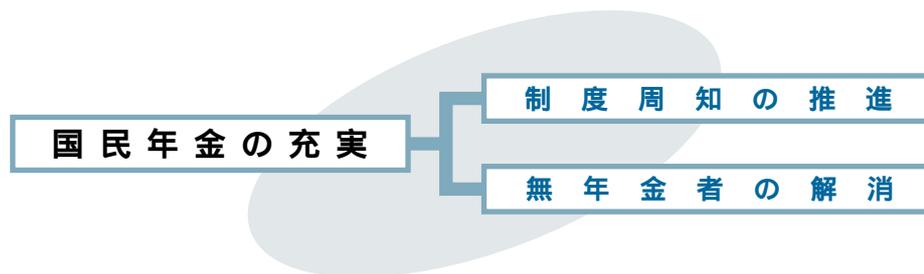


●現況と課題

国民年金は老後の市民生活をまもるための社会保障制度であり、本市では、財源対策や無年金者の救済など、国民年金制度の充実について国・府に要望するとともに、適用対策・未納者対策の事業に取り組んできました。

今後は、地方分権推進一括法の施行により、国民年金事務の見直しが行われましたが、高齢化の進展に伴い重要性を増す国民年金制度の充実を国に強く働きかけるとともに、無年金者や未納者の解消に向けた事業の推進を国に要望してまいります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民の年金制度に対する正しい理解を得るため制度の周知に努め、加入を促進します。
- 2 適用対策、収納対策事業の推進を国に要望し、未加入者・無年金者の解消に努めます。

●主要な施策

1 制度周知の推進

老後の経済的安定に備える国民年金制度の周知を図り、加入の促進に努めます。また、高齢者や障害者の基本的経済保障である年金制度の充実について、国へ積極的に働きかけます。

2 無年金者の解消

年金未加入者や保険料未納者の解消を図るため、被保険者に対するきめ細かな相談機能の充実を国に要望します。

